



平成25年 5 月24日

各 位

上場会社名 株式会社インターネットイニシアティブ
代表者の役職・氏名 代表取締役社長 鈴木 幸一
(コード番号：3774、東証第一部)
お問合わせ先 常務取締役 CFO 渡井 昭久
(TEL：03-5259-6500)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年 5 月24日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成25年 6 月26日開催予定の第21回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社は、平成 24 年 4 月に(株)東京証券取引所の有価証券上場規程等が改正され、単元株式数が 100 株又は 1,000 株以外の上場会社は単元株式数を 100 株とすることが義務付けられたことを踏まえ、平成 24 年 9 月 6 日開催の取締役会において、同年 10 月 1 日を効力発生日として、1 株を 200 株に分割するとともに、発行可能株式総数を 377,600 株から 75,520,000 株に変更し、1 単元の株式の数を 100 株とする単元株制度を採用する旨の定款変更決議をしました。
これに伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、変更案第 8 条(単元未満株式についての権利)及び第 9 条(単元未満株式の買増し)を新設するものです。
- (2) 株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第 14 条(議長)及び第 20 条(取締役会の招集)について、株主総会及び取締役会の議長をそれぞれ取締役会において予め定めた取締役に変更するものです。
- (3) 変更案第 8 条及び第 9 条の新設の効力発生日を定めるため、附則第 1 条を新設するものです。
- (4) その他、上記変更に伴う条数の繰り下げ、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更部分)

現行定款	変 更 案
(新設)	<u>第 8 条 (単元未満株式についての権利)</u> <u>当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u>

(新設)	<p><u>第9条 (単元未満株式の買増し)</u></p> <p>当社の株主は、取締役会において定める株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>
<p>第8条 ～ (条文省略) 第13条</p>	<p>第10条 ～ (現行どおり) 第15条</p>
<p>第14条 (議長)</p> <p>株主総会の議長は取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p>	<p>第16条 (議長)</p> <p>株主総会の議長は、取締役会において予め定めた取締役がこれに当たる。当該取締役に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p>
<p>第15条 ～ (条文省略) 第19条</p>	<p>第17条 ～ (現行どおり) 第21条</p>
<p>第20条 (取締役会の招集)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合の他、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合には、更にこの期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款の他、取締役会の定める取締役会規程による。</p>	<p>第22条 (取締役会の招集)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合の他、<u>取締役会</u>において予め定めた取締役が招集し、議長となる。ただし、<u>当該取締役に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合には、更にこの期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款の他、取締役会の定める取締役会規程による。</p>
<p>第21条 ～ (条文省略) 第35条</p>	<p>第23条 ～ (現行どおり) 第37条</p>
(新設)	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 第8条及び第9条の新設の効力発生日は、平成25年7月1日とする。</u></p> <p><u>2 本附則は、前項の効力発生日をもって削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 25 年 6 月 26 日 (水曜日) (予定)
平成 25 年 6 月 26 日 (水曜日) (予定)

以上